

第1号訪問事業 予防給付型サービス(訪問介護相当サービス) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人周陽福祉会が設置運営する岸津苑ホームヘルプステーション(以下「事業所」という。)が行う第1号訪問事業 予防給付型サービス(訪問介護相当サービス)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な第1号訪問事業 予防給付型サービス(訪問介護相当サービス)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 岸津苑ホームヘルプステーション
- 二 所在地 防府市岸津二丁目24番20号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (サービス提供責任者と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、従業者に対し、指揮命令を行うものとする。
- 二 サービス提供責任者 介護福祉士 2名(うち1名管理者兼務)
サービス提供責任者は、事業所に対する第1号訪問事業 予防給付型サービス(訪問介護相当サービス)の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、第1号訪問事業 予防給付型サービス(訪問介護相当サービス)計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等

介護福祉士	2名
1級課程修了者	1名
2級課程修了者	1名
実務者研修修了者	1名

常勤換算2.5以上

訪問介護員等は、第1号訪問事業 予防給付型サービス(訪問介護相当サービス)の提供に当たる。
- 四 事務員(兼務)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条
- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
 - 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - 三 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(第1号訪問事業 予防給付型サービス(訪問介護相当サービス)の内容及び利用料等)

第6条 第1号訪問事業 予防給付型サービス(訪問介護相当サービス)の内容は次のとおりとし、第1号訪問事業 予防給付型サービス(訪問介護相当サービス)を提供した場合の利用料の額は、市が定める基準によるものとし、当該第1号訪問事業 予防給付型サービス(訪問介護相当サービス)が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。上記の定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う第1号訪問事業 予防給付型サービス(訪問介護相当サービス)に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

一 事業所から、片道	25キロメートル未満	無料
二 事業所から、片道	25キロメートル以上	500円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対処方法)

第7条 訪問介護員等は、第1号訪問事業 予防給付型サービス(訪問介護相当サービス)を実施中に、利用者の病状に、急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 上記措置を適切に実施するための担当者は、管理者とする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(通常の営業実施地域)

第9条 通常の営業実施地域は、防府市の区域とする。
(離島を除く)

(その他運営についての留意事項)

- 第10条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人周陽福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第11条 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、非常時での早期の業務再開を図るための体制、計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第12条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月8日から施行する。

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月11日から施行する。

この規程は、令和元年12月19日から施行する。

この規程は、令和2年3月20日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年5月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年7月1日から施行する。

この規定は、令和7年1月1日から施行する。